

# 児童発達支援事業所 みどりの家

＜支援の必要な＞

未就学児のための通所支援



## ご利用のご案内

### ☆対象となるお子さん

小学校入学前のお子さん

心身の発達がゆるやかで何らかの支援が必要な

お子さん

- \* 手先が不器用
- \* 落ち着きがない
- \* まなざしが合わない
- \* 運動が苦手
- \* ことばの意味が理解しにくい
- \* やりとりが上手にできない
- \* ことばがはっきりしない
- \* ことばが少ない
- \* 聞こえが悪い

### ☆ サービスの内容

児童福祉法に基づくサービスの一つです。

発達のゆっくりなお子さんに対して日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な発達支援、ハビリテーション、家族支援、地域支援を行っています。

### ☆ 定員 10 名

### ☆ 利用日

9時から16時30分(月～金)

### ☆ 休日

土日、年末年始 国民の祝日

(12月29日～1月3日は利用できません)

### ☆ 通所方法

保護者の方による送迎

### ☆ 療育形態

親子指導

集団療育・小集団療育・個別療育



### 1 日の流れ

集団療育 (ひよこグループ)

主に親子療育が中心ですが

場合によっては親子分離も可能です。

9:00 登所 トイレ 手洗い

9:30 朝の会

親子遊び お口の体操 リトミック  
トイレ

10:10 感覚・運動遊び 設定遊び  
体を使って遊ぼう

手先を使って遊ぼう トイレ

11:10 お弁当 歯磨き 自由遊び

12:00 保護者との懇談 帰りの会

12:30 帰りの準備 降所

小集団療育 (ひばりグループ)

14:00～16:00

年中・年長児は親子分離指導

個別療育 (ことばの練習)

① 13:00～15:00

② 14:30～16:30



児童発達支援事業所みどりの家

## ご利用の流れ

利用には事前の見学・相談が必要です。

### 1. ご連絡ください

お子さんの様子などお聞かせください。

### 2. 面接・見学

初回は保護者の方との面談だけでも構いません。

### 3. ご利用される場合は市町村の発行する

「障害児通所受給者証」がいります。

①相談支援事業所でサービス利用計画書を作成してもらってください。

②作成した計画書をお住いの市町村の障害福祉課に提出してください。

### 4. 受給者証がお手元に届いたら ご利用契約となります。



### 協力医療機関

医療法人聖徳会

小笠原内科・岐阜在宅ケアクリニック

## 児童発達支援事業所みどりの家

〒502-0817 岐阜市長良福光2020

☎・FAX 058-201-2900

✉ midorinoie@bizimo.jp

## 指定障害児通所支援事業所

## 児童発達支援事業所みどりの家

笑顔いっぱい 元気いっぱい

のびのびのぼそ あなたの芽



あなたはあなたでいいよ

あなたの素敵な個性を強みにしよう  
あなたらしさを伸ばし

「できる」「わかる」だから  
「楽しい!!!」

をみどりの家が応援します